

給排水工事申請システム構築業務委託基本仕様書

1 業務名称

給排水工事申請システム構築業務委託

2 業務場所

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者が指定する場所

3 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

本契約完了後の保守及び運用業務契約については、別途年度ごとに契約するものとする。

4 背景と目的

岐阜市上下水道事業部営業課では現在、「岐阜市指定給水装置工事事業者及び岐阜市下水道排水設備指定工事店」（以下「指定事業者」という。）より提出される給排水工事申請に係る諸手続きについて、主に紙面にて窓口対応しているが、窓口が混雑するなどの問題が生じている。

本業務委託では、電子申請システムを導入することにより、指定事業者の窓口での待ち時間や来庁の手間を省き、市民サービスの向上、働き方改革、職員及び指定事業者双方による工事の進捗状況の確認等、業務の効率化を図る。

5 基本方針

指定事業者と岐阜市上下水道事業部との給排水工事申請に係る一連の手続きを、指定事業者側はインターネットを通じて、岐阜市上下水道事業部側は内部事務用パソコンより LGWAN を通じて、クラウド上にある給排水工事申請システムに接続する。

本業務委託においては、システムを構築するだけでなく、多数の指定事業者がシステムを利用しオンライン申請利用率を向上させることが極めて重要である。

指定事業者はパソコン操作に不慣れなことが多いため、視覚的にわかりやすく簡易で操作しやすいシステムとすることが必須である。

また、ペーパーレスを促進するため、工事完了検査は職員が同システムに接続できるタブレット端末を持参し実施する。

6 構築スケジュール

本システムの構築スケジュールは以下を予定する。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) システム構築開始 | 契約締結日 |
| (2) 本稼働準備及び運用テスト開始 | 令和7年12月1日 |
| (3) 研修・周知開始 | 令和8年2月1日 |

7 根拠法令

水道法

下水道法

岐阜市水道給水条例

岐阜市下水道条例

岐阜市水道給水条例施行規程

岐阜市下水道条例施行規程

岐阜市指定給水装置工事事業者規程

岐阜市下水道排水設備指定工事店規程

給水装置工事施行基準

排水設備工事施工基準

岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

岐阜市個人情報の保護に関する法律施行条例

その他、関係法令

8 委託内容

本業務の委託内容を次に示す。以下に記載する委託内容は、本稼動に必要な作業の他、検証用環境の整備についても必要な作業が含まれるものとする。

(1) ソフトウェア開発

下表に示す一連の開発作業を行うこと。

主要開発工程	概要
要件定義	基本仕様書及び提案者の提案内容に基づき、発注者の要件事項の具体化を行い、発注者と合意すること。
設計	要件定義内容に基づき、機能、運用に関する基本設計を行い、発注者と合意する。また、詳細設計、システム運用設計等を行うこと。
開発・テスト	設計内容に基づき、構築システムの開発、単体/結合/総合テストについて、それぞれ計画及び品質基準について発注者と合意し、工程を進めること。 なお、発注者とのレビュー時においては、合意した内容を満たす報告を行うこと。
データ移行	既存の工事管理 ACCESS のデータを新システムへ移行すること。(画像データなし)

各工程で作成する各種設計書等は、発注者のレビュー（検査等）を受けること。

(2) タブレット端末の調達

指定事業者による工事完了後、職員が現地立会工事検査を実施する。その際、職員が検査に携帯し、本システムに接続できる「10 システム要件」に定める仕様と同等品以上のタブレット端末を3台調達すること。

検査時にかかるタブレット端末の通信には、閉域網のVPNサービスを使用し、通信費は本業務を受注した受注者が負担すること。

(3) 運用テスト支援

ア 発注者が実施する運用テストについて、運用テスト計画（案）の作成、実際の業務やデータに即したテストシナリオの作成、テストデータの作成、テスト結果の検証等、発注者が行う運用テストの支援を実施すること。

イ 運用テストは本稼働環境下で行い、ネットワークへの負荷、端末の動作状況、セキュリティ対策等を総合的に検証する。運用テストの結果については、運用テスト支援結果報告書として作成し、提出すること。運用テストの結果、発生した不具合については、発注者と協議の上、システム等の改修を行うこと。

ウ 運用テストの結果、不具合が生じた場合は、その原因を追求し、原因がパッケージあるいは開発したソフトウェアにある場合は、その改修を行うこと。

(4) 本稼働準備作業

ア 本システムの導入作業、端末環境の設定等、業務で使用できる環境の整備作業の支援を行なうこと。

イ 現行の工事管理 ACCESS が保有するデータをすべて本システムに移行すること。
(画像データなし)

(5) 運用マニュアルの作成及び操作研修

運用マニュアル及び操作説明書を作成し、システム操作者及びシステム管理者・運用管理者等を対象とした研修を実施すること。

想定する研修対象者数

岐阜市上下水道事業部職員・・・18人

指定事業者・・・登録指定事業者のうち

工事申請を行う 80社

なお、人数は増減する場合がある。

(6) 業務管理

ア 本業務における具体的な体制、スケジュール、会議体、業務管理方法等を記載した業務計画書を作成する。

イ 本業務が計画どおり推進できるよう、進捗管理、品質管理、課題管理等を行い、必要に応じて適宜報告すること。

ウ 次工程に進む上で発注者の合意が必要となる局面（要件定義実施後、総合テスト及び運用テスト実施前、本稼働前等）においては、進捗状況や、要件定義内容／テスト内容／移行手順等の充足度等について報告し、必要に応じて発注者への報告会を実施すること。

エ 発注者との打合せにおいては、十分な事前準備（議題、課題と対策等の資料準備）と速やかな事後対応（議事録作成等）を行い、打合せ時間と回数の抑制、発注者の負荷低減等を図り、円滑かつ効率的な打合せを実施すること。

(7) その他必要と認められる作業

基本仕様書で明記されていない事項で、本システムの構築にあたって必要と認められる作業については調達範囲とすること。

9 本業務における前提条件

(1) 業務量

- ア 年間申請工事件数 約 3500 件 (給水装置工事、排水設備工事は同時申請とする)
- イ 登録済指定事業者数 約 330 社
(内訳、給排水：260 社、給水のみ：60 社、排水のみ 10 社程度)
- ウ 年間新規登録指定事業者数 10 社 (推定)
- エ 1 申請当たりの申請書類枚数 8 枚～20 枚程度

10 システム要件

(1) システム概要

- ア 構築方式 LGWAN-ASP 方式 (庁外サーバ設置方式)

<申請手続時>

岐阜市上下水道部職員 → LGWAN (内部事務系パソコン利用) よりシステムへ接続。一般的な Windows10 又は 11 搭載の事務用パソコンで動作すること。

指定事業者 → インターネット回線よりシステムへ接続

項目	仕様等
ブラウザ	Microsoft Edge 最新バージョン Google Chrome 最新バージョン Safari (iOS 版) 最新バージョン スマートフォン・タブレットの Web ブラウザ を想定

<検査時>

岐阜市上下水道部職員 → タブレット端末より閉域網の VPN サービスを利用しシステムへ接続

項目	仕様等
OS	Windows 最新バージョン
CPU	Intel i5 以上
メモリ	8GB 以上
ストレージ	128GB 以上
ソフトウェア	Microsoft office 最新バージョン
画面サイズ	12 インチ以上
その他	外部通信用の SIM カードがあり、カメラ機能、GPS 機能のあるモデルとすること。

- イ システム利用者に関する要件

想定するシステム利用者数

岐阜市上下水道事業部職員・・・18人

指定事業者・・・登録済指定事業者数 約 330 社

なお、人数は増減する場合がある。

(2) 基本要件

ア システム利用環境に関してはウイルスや不正アクセス等に対する万全のセキュリティ対策を行うこと。

イ セキュリティに十分配慮したうえで、クライアント端末からレファレンス（調査・相談）等に必要なインターネット閲覧環境を構築すること。

ウ システム障害時において、障害の問合せ対応、障害時の切り分け作業、ネットワーク監視、機器不具合発生時のオンサイト（出張修理）等の対応窓口を一本化し、すみやかに対応することができる体制をとること。

導入が想定されるハードウェア構成については、将来的なクライアント端末の増加も考慮した設計を行うこと。

エ 本システムに用いるドメインについては、以下のいずれかを使用するものとし、本システムのために新たに取得する必要がないこと。

- ・発注者が所有する既存のドメイン又はそのサブドメイン
- ・受注者又はシステム構築にかかる関連事業者が所有する既存のドメイン又はそのサブドメイン

(3) サーバの冗長化に関する要件

無停電電源装置の採用など、システムサーバがダウンした時にもシステムが停止することがないように構築すること。なお、サーバの複数化や仮想化、ハードディスクの RAID 構成、電源の冗長化なども可能とし、セキュリティ・安定性を確保したうえで、コスト低減を実現するシステム構成であること。

また、サーバの故障以外のシステム停止時の復旧体制及び復旧想定時間を示すこと。

(4) 性能に関する要件

ア 発注者及び事業者が使用する一般的な事務用パソコンで、安定したレスポンスが確保できること。

イ データ量や端末が増加しても、安定したレスポンスが確保できること。

(5) 移植性に関する要件

本システムの運用終了に伴い、他のシステムへの移行が発生する際は、必要なデータを汎用的な形式（CSV や DBMS のダンプファイル）で容易に抽出できること。

(6) データセンター要件

ア データセンターは国内に存在すること。

イ 外部からサーバルームが見えないこと。

ウ サーバルームのラックは、鍵付きラックを使用すること。

エ サーバルームの出入り口は、非常口を除き、階段、廊下等建物共用部から直接入れない位置に設けていること。

オ サーバルーム内には監視カメラが設置され、サーバールーム内を監視及び記録することができること。

カ 政府機関・地方公共団体の導入実績があること。

- キ サーバは、セキュリティーホール等が無いよう対策を施されていること。
- ク WWWサーバ等は、管理者等の権限を与えられたものが、インターネットに接続可能なパソコンより、WEBブラウザにて接続することができること。WWWサーバへの接続は、ユーザー認証や暗号化による接続方式をとり、第三者からのアクセスによるシステムの改ざんを防ぐ仕組みを構築すること。
- ケ 障害発生時に備え、ミラーリングやディスクバックアップ（5世代）等によりデータを毎日取得し、利用者側の機能として速やかな復旧作業が行えるように対策を行うこと。
- コ 監視ソフト等により、サーバやネットワーク機器の稼働状況を常時監視し、一日複数回は目視による監視が行われること。
- サ ホスティング又はレンタルサーバ側は、震度6の地震時でも継続利用可能な耐震性を確保していること。
- シ ホスティング又はレンタルサーバ側は、無停電装置を完備していること。
- ス 自家発電装置を完備していること。
- セ ハロゲン化物消火設備を完備していること。
- ソ ICカードキー及び生体認証、監視カメラ等による入退室管理などセキュリティー確保が行われていること。
- タ データセンターは、「ISO/IEC 27001」「JIS Q 27001」等の情報セキュリティに関わる資格を取得していること。
- チ 障害発生時は原則2時間以内に対応可能とし、発注者と協議のうえ早期復旧に努めること。
- ツ アクセスログを保管し、必要に応じて解析可能であること。
- テ 外部からデータセンター内の通信回線には、ファイヤーウォール等を設置し、強固なセキュリティを確保すること。
- ト セキュリティ脆弱性等に対応するため、OS等のパッチ適用やバージョンアップ等が必要な場合は、発注者と協議の上、実施すること。
- ナ 「ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）」に登録されたクラウドサービスは上記（6）ア～トの要件を満たすものとする。

1.1 機能要件

- (1) 基本方針で示したとおり、指定事業者はパソコン操作に不慣れなことが多いため、視覚的にわかりやすく、操作しやすいものとする。
- (2) 本システムで実現する業務機能要件を「別紙1 業務機能要件表」に示す。
- (3) 上記（2）の要件に対して、「別紙1 業務機能要件表」の必須区分において「必須」と定義された機能は、パッケージの標準機能を用いて代替機能を提供できる場合は、発注者の合意を得ることを前提として、代替機能による実現も可能とする。
- (4) 上記（2）の要件に対して、「別紙1 業務機能要件表」の必須区分において「重要」と定義された機能は、パッケージの標準機能を用いて代替機能を提供で

きる場合又は代替運用により業務運用や業務改善が可能な場合は、発注者の合意を得ることを前提として、代替機能又は代替運用による実現も可能とする。

- (5) 各業務に通常求められる機能要件については、基本仕様書に明記されていない場合においても本システムを構成する上で備えるべきものとして、本仕様に含まれているものとする。

1.2 提出書類及び成果品

(1) 提出書類

本業務の各工程において、下表に示す書類など、本業務の履行に必要な書類を必要数量作成し、提出期限までに遅延なく提出すること。

提出書類名	提出期限	納品数量
着手届 業務主任者届 業務主任者経歴書 業務担当者届 業務担当者経歴書 情報セキュリティ対策チェックシート	契約業務締結後 一週間以内	1式（紙媒体）
完了届	完了時	
その他発注者が必要とする書類	適時	

(2) 成果品

本業務の各工程において、下表に示す成果品を必要数量作成し、各工程終了時又は適時、遅延なく提出すること。

ア ソフトウェア等

品名	提出期限	納品数量
開発ソフトウェア	完了時	1式データセンターに格納し、納品
検査用タブレット端末	完了時	3台

イ ドキュメント

品名	提出時期	納品数量
業務計画書（体制、スケジュール、会議体、業務管理方法等）	契約業務締結後 一週間以内	全てまとめた電子媒体1部と紙媒体1部 (研修テキストは、紙媒体を参加者数分)
要件定義書、基本設計書、詳細設計書及びこれにかかるドキュメント	各工程に合わせて、又は適時	
単体/結合/総合テスト計画書、結果報告書及びこれらにかかる品質保証に関するドキュメント		
運用テスト計画書（案）、運用テスト支援実績報告書		
ハードウェア・ソフトウェア技術仕様書		

品名	提出時期	納品数量
マニュアル（操作説明書）		用意すること。）
システム運用・保守手順書		
研修テキスト （職員用及び指定事業者用）		
議事録、その他資料		

※上記ドキュメントについては、Microsoft-Office で作成すること。

※上記ドキュメント以外に、当該業務の目的を達成するために必要なものがある場合は、この限りでない。原則、上記で示すドキュメントに相当するものについては必須とする。

※求める事項及び納期については、業務計画書の協議の中で定めるものとする。

ウ 著作権について

納品物及びサービス提供期間中に更新された納品物についての著作権は、受注者が保有する。ただし、受注者は自己が著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定する権利）を有する当該著作物を発注者が無償で利用することを許可し、著作者人格権を行使しないものとする。

1.3 作業実施に係る条件

- (1) 受注者は、委託業務の処理を一括して他の事業者へ委託してはならない。委託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ、発注者の承諾を受けること。また、承諾の際に、委託業務内容及び第三者の業者名を明記した書面とともに、第三者の身元を明らかにする資料等の提出を求める。
- (2) 当該業務の実施に当たって要する費用は、すべて受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、当該業務を行うに当たって業務主任者を明確に定め、当該業務に関わる要員を含めた実施体制を契約後作業開始前に届けること。
- (4) 受注者は、当該業務に関わる要員の所属、氏名、保有する資格を契約後作業開始前に届けること。
- (5) 発注者の承諾なく要員変更をしてはならない。要員変更を行う場合は、あらかじめ発注者の承諾を受けること。

(6) その他留意事項

ア 開発環境、本稼働後の受注者内の保守環境は、すべて受注者が用意すること。

イ 受注者は、業務遂行上必要と認められるもので、基本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び基本仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議しその指示に従うこと。

ウ 契約期間終了後、瑕疵担保期間（1年）以内に不具合が発見された場合は無償で対応するものとし、その瑕疵については損害賠償の対象となる。また瑕疵担保期間終了後においても、重大な過失が発見された場合は、瑕疵担保の対象となる。

1 4 業務の実施

- (1) 受注者は、本業務を、発注者の提示する作業指示に基づき、迅速かつ正確に実施するものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たり、作業指示又はその他発注者からの通知事項に疑義を生じた場合は、直ちに発注者に通知し、発注者は、直ちにその処置を決定する。
- (3) 受注者は、本業務に関する作業指示及びその他発注者から入手する一切の資料（以下「指示書等」という。）については、特に厳重に取り扱うものとする。また、その保管管理については、発注者に対して一切の責を負うものとし、指示書等を発注者の指定した目的以外に使用してはならない。
- (4) 受注者は、作業指示に基づき指定日までに、成果物を発注者に提出し、検査を受けるものとする。
- (5) 発注者は、検査の結果、内容の誤り又はその他指示要件を欠くと認めた場合は、受注者に対し期日を指定してその補正をさせるものとする。
- (6) 受注者は、システム変更等の作業を行う場合は、2名以上で作業し、互いにその作業を確認するものとする。
- (7) 受注者は、本業務終了後に、業務内容を記載した業務報告書を発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。
- (8) 受注者は、必要に応じて、本業務の直接の利用者となる発注者を検討等のための会議に出席させるよう発注者に対して要請することができるものとし、発注者はこれに応じるものとする。
- (9) 発注者は、受注者に対し本業務に必要な発注者の施設、設備及び機器等を使用させるものとし、受注者は、これら什器備品等を常に善良なる管理者としての注意を払って使用しなければならない。また、これに係る消耗品などは、発注者が提供する。

1 5 緊急の処置

- (1) 受注者は、本業務の履行に伴い、緊急に発注者の指示を受けるべき事態が発生した時は、直ちに発注者に連絡してその指示を受けることとし、発注者の指示を事前に受けることができず適宜の応急処置をとった場合は、事後直ちに発注者に報告する。
- (2) 受注者が災害防止のため発注者の措置又は発注者の承認を必要とするときは、発注者にその旨を申し出て適切な措置を求めるものとする。

ただし、危険が急迫し上記の処置を施す余裕のない場合は、受注者は、必要な応急処置を施し、事後速やかに発注者に報告しなければならない。
- (3) 災害防止上緊急止むを得ない場合は、発注者は必要に応じて受注者の業務の一部又は全部を中止し、その他臨時の措置をとらせる。この場合受注者は、直ちに、これに応じなければならない。
- (4) 発注者、受注者及びシステム・機器保守事業者等の関係先を含む、緊急時対応体制及び緊急時連絡網について、発注者と協議の上作成し、契約締結後一週間以内に提出すること。

1.6 情報セキュリティ

- (1) 受注者（受注者から再委託を受ける事業者も含む。以下同じ。）は、本業務に従事する技術者に対し、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシー等の諸規定を遵守させなければならない。
- (2) 受注者は、契約履行のため事前に技術者に対し十分な情報セキュリティ教育を行わなければならない。
- (3) 受注者は、本業務で取り扱う個人情報や機密情報、発注者から入手する資料及び作成する資料（以下「情報資産」という。）等について、厳重に管理しなければならない。特に個人情報を取り扱う場合には、「別紙2 個人情報取扱特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (4) 受注者は、情報システム等のアクセス権限を付与する技術者の数を必要最小限とし、かつ技術者に付与するアクセス権限の範囲を必要最小限とすると共に、アクセス権限の付与状況について報告すること。特に特定個人情報ファイルにアクセスする場合は、アクセス権限の付与状況及びアクセス記録を報告すること。
- (5) 受注者は、開発・保守環境における特権 ID（システムの管理者権限、データベースにアクセスするための権限等）の管理方針について、発注者の承認を得るとともに、発注者の管理方針に準拠しなければならない。
- (6) 受注者は、情報資産の保管管理については、発注者に対して一切の責を負うものとし、個人情報や機密情報を含む情報資産を発注者の指定した目的以外に使用すること及び第三者へ提供することを禁止する。
- (7) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (8) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、改ざん、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (9) 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託した場合、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させると共に、再委託先の全ての行為について、発注者に対して責任を負わなければならない。
- (10) 受注者は、情報資産を発注者の指定した目的以外に複写又は複製することを禁止する。
- (11) 受注者は、業務終了後、発注者から入手した個人情報や機密情報を含む情報資産を返還又は発注者の指示する方法で完全に消去・廃棄し、その旨の証明を書面にて発注者に通知しなければならない。なお証明においては、情報資産の内容、消去・廃棄方法（紙媒体は溶融、電子媒体は物理的破壊又は専用ソフト利用等）、時期、責任者等を記録すること。
- (12) 受注者は、情報セキュリティ対策の実施状況について、契約締結後一週間以内に「別紙3 情報セキュリティ対策チェックシート」を作成し、提出すること。再委託がある場

合、再委託先も「情報セキュリティ対策チェックシート」による点検を実施し、受注者の責任で問題のないことを確認の上、提出すること。

- (13) 受注者は、情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に発注者に報告しなければならない。また、本業務の履行に伴い、緊急に発注者の指示を受けるべき事態が発生した場合は、直ちに発注者に連絡してその指示を受けることとし、発注者の指示を事前に受けることができず適宜の応急処置をとった場合は、事後直ちに発注者に報告しなければならない。
- (14) 受注者の情報セキュリティ対策を確認するため、発注者は事前の通知なく受注者の作業場所に立ち入ることができる。
- (15) 本業務に関し情報セキュリティに関する事件・事故等が発生し、受注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者は当該事故等を受注者の名称を含めて公表することがある。
- (16) 受注者が前各項の規定に違反した場合、発注者は契約を解除することができる。なお、受注者が受けた損害について発注者は負担しない。
- (17) 受注者は、前各項の規定に違反したことにより発注者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
- (18) 受注者（受注者から再委託を受ける事業者も含む。）は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づく ISMS 認証又はそれと同等の認証を取得していること。

1.7 労働関係法令等の遵守

- (1) 本契約に係る業務に従事する労働者について、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法などの関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に係る業務の一部を第三者に委託するときは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）及び下請代金支払遅延等防止法などの関係法令を遵守すること。

1.8 仕様書構成

当該業務契約にあたっての仕様書は以下を想定している。

- (1) 基本仕様書等
発注者が求める要件等
- (2) 企画提案資料
上記（1）に対する受注者の提案結果
- (3) 契約調整資料
最優秀者特定後の契約に向けた発注者と受注者間における調整結果
- (4) その他
企画提案資料に無い事項は基本仕様書等の内容を有効とする。

1.9 検収

- (1) 「1.2 提出書類及び成果品」に示す全ての提出書類、成果品を納品し、発注者の承認を得ること。
- (2) 業務完了にともなって、発注者が行う受入検収の実施に際して、テストパターン作成、テストデータ作成、機能試験、性能試験等、必要な作業を行うこと。受入検収は次のとおり想定する。
 - ア 本システムに対する発注者の業務範囲を充足し、的確にシステムに実装されていることを検証する。
 - イ 本システムに対する発注者の機能要件を充足し、十分な性能が得られることを検証する。
 - ウ ユーザ・インターフェイスについては、職員が実際に操作し確認する。
 - エ 発生した不具合については、対応期間の多少に関わらず、協議の上、再試験の日程を調整する。

2.0 支払条件

全ての工程が終了し、全ての成果品、関係書類が納品され、発注者の検査に合格したときは、発注者は、発注者の定める手続きに従って本契約に定められた金額を支払うものとする。

2.1 その他

- (1) 本事業者は、発注者が別途契約する予定のシステム保守・運用業務委託に対し、本プロポーザルにおいて提案した見積金額の範囲を前提として参加しなければならない。
- (2) 基本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

2.2 担当

岐阜市上下水道事業部 営業課 指導係 山田・伊藤

連絡先住所：岐阜市祈年町4丁目1番地

電話番号：058-259-7519

E-Mail：sui-ei@city.gifu.gifu.jp